

熊本県では

受動喫煙の害を受けないための 環境づくりを応援します



健康増進法第25条イエローカードを作成しました

県民の皆様の健康増進の観点から受動喫煙防止の取組みを積極的に推進するため、施設管理者の方々に健康増進法第25条の趣旨をご理解いただき、ご協力の輪を広げていくために「健康増進法第25条イエローカード」=下記カードを作成しました。

カードの配布場所

下記施設の窓口等に、このカードを設置しております。

- ◆県保健所
- ◆市町村窓口
- ◆市町村保健センター

※ 県庁ホームページからもダウンロードできます。
(<http://www.pref.kumamoto.jp/health/kenkou/>)

カードの利用方法

公共の場所や店舗などで、他人のタバコの煙で不快な思いをされた際に、その思いを施設管理者の方に伝え、その施設や店舗での受動喫煙防止の取組みをお願いするものです。具体的には、本カードを職員や従業員の方に手渡したり、アンケート箱に入れたり、テーブルに置いて帰るなどの方法によりご利用いただきます。

※メモ欄の活用法

メモ欄は、一方的にたばこに関する不快な思いを伝えるだけでなく、そのお店の良かったこと等を記入してご利用いただきます。

(記入例:職員の方の対応はよかったです。お料理は、とてもおいしかったです。)



受動喫煙防止対策 お願いできませんか

メモ

法律に従って受動喫煙対策をお願いします

★厚生労働省分煙効果判定基準(2002年6月12日公表)

方法1 全面禁煙 方法2 排気装置による完全分煙
(空気清浄機・分煙機はタバコ煙の有害物質が素通りするため無効です)

(熊本県)県庁(下)

★健康増進法 (2003年5月1日施行) 受動喫煙の防止

第25条 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店、*その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、これらを利用する者について、受動喫煙(室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。)を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

※「その他の施設」とは、鉄軌道駅、バスターミナル、航空旅客ターミナル、旅客船ターミナル、金融機関、美術館、博物館、社会福祉施設、商店、ホテル、旅館等の宿泊施設、屋外競技場、遊技場、娯楽施設等多数の者が利用する施設を含むものであり、同条の趣旨に鑑み、鉄軌道車両、バス及びタクシー車両、航空機、旅客船などについても「その他の施設」を含むものである。(2003年4月30日厚生労働省健康局長通知)

※健康増進法については、県庁健康づくり推進課・県保健所及び熊本市健康福祉政策課にご相談ください。